



9月1日は防災の日

# 災害から命を守る

危機管理課危機管理係 ☎(63)2158

## ①地震災害から命を守るためには～事前の安全対策～

地震は前触れもなく突発的に発生します。大地震が発生してから対策をとってはい間に合いません。皆さんや皆さんの大切な人の命を守るためには、家の中を一番安全な場所にしておく必要があります。

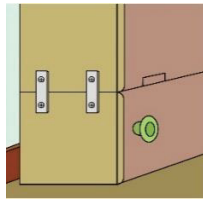
### □チェック1 家具は固定されていますか？



◀L字金具で固定  
壁裏の柱の位置を確認して  
からネジ留めしましょう。

ポール式で固定▶  
天井に強度が必要です。  
強度が無い場合はL字金具  
で固定しましょう。

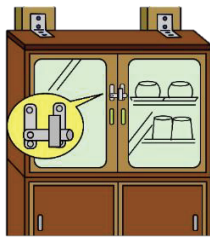
連結金具で固定▶  
二段重ねの家具の場合は、上下  
の家具を連結しましょう。



マット式なども併用▶  
併用することで固定効果  
が高まります。



### □チェック2 家具内の収容物やガラスが割れたり、物が落下したりする危険はありませんか？



◀扉開放防止器具で固定  
器具には留め金式、ロック  
式、振動感知式など、さまざ  
まなタイプがあるので、使い  
勝手と安全性を両立させたも  
のを選びましょう。

高いところに物を置かない▶  
置く場合は落下防止対策をしましょう。

飛散防止フィルムで防ぐ▶  
ガラスの飛散や、棚の収容物の飛び  
出しを防ぎましょう。ガラスの両面に  
貼るとより効果が高くなります。



### □チェック3 住居の耐震化は済んでいますか？

建築指導課建築指導係 ☎(63)2242

日頃からの地震への備えとして、住居の耐震を行っておくことも重要です。(一財)日本建築防災協会のホームページでは、居住者が簡単に行える診断法を紹介しています。右のQRコードからご覧ください。



また、市では、昭和56年5月以前に着工した住居を対象に、各種補助制度を行っていますので、ぜひ活用してください。

#### ■耐震診断補助制度

対象 昭和56年5月31日以前に着工した、木造2階建て以下の在来軸組工法の住居で、賃貸を目的としないもの(以下、木造住宅)の診断

限度額	耐震診断	費用の3分の2以内(上限2万円)
	補強計画策定	費用の3分の2以内(上限8万円)

#### ■耐震改修補助制度

対象 耐震診断の結果、上部構造評点の最少が1.0未満である木造住宅の改修  
限度額 費用の2分の1以内(上限80万円)

#### ■木造住宅耐震建替え補助制度

対象 耐震診断の結果、上部構造評点の最少が1.0未満である木造住宅の建て替え  
限度額 費用の2分の1以内(上限80万円)

※県産出材を使用した場合は10万円上乘せされます。

▶補助制度等の詳しい内容は、市ホームページにも掲載しています。







## ②水害・土砂災害から命を守るためには ～防災情報の伝え方が変わりました～

令和元年5月末より、水害・土砂災害について市町が発令する避難情報と、国・県等が発表する防災気象情報を5段階に整理した「警戒レベル」の運用が開始されました。これは、平成30年7月豪雨（西日本豪雨）の教訓を踏まえ、避難のタイミングを明確化し、逃げ遅れを防止するために導入されたものです。

「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、被害が拡大する前に速やかに避難することが重要です。「警戒レベル」の5段階の基準や、必要な行動を確認しておき、実際の災害時に備えましょう。

### 警戒レベル4で全員避難！

- 必ずこの順番で発表・発令されるとは限りません。これらの情報が発令されていなくても、身の危険を感じたら避難を開始してください。
- 「避難」とは、命を守るため、災害を避け、住んでいる場所や滞在している場所から、安全な場所へ立ち退くことです。災害発生時に命を守るための一時的な避難場所として、居住地ごとに「指定緊急避難場所」を指定していますが、状況により移動が困難な場合は、近くの安全な場所に避難しましょう。洪水のときは河川から離れた場所、土砂災害のときは土砂災害警戒区域外の頑丈な建物の中などが安全です。

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に避難を促す情報
レベル5	<p>命を守るための行動をとる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既に災害が発生している状況です。</li> <li>・命を守るための最善の行動をとりましょう。</li> </ul> 	<p>災害発生情報 (市町村が発令)</p>
レベル4	<p>全員が避難する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・速やかに避難先へ避難しましょう。</li> <li>・指定緊急避難場所等までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。</li> </ul> 	<p>避難勧告 避難指示(緊急)*</p> <p>*地域の状況に応じて緊急的または重ねて避難を促す場合等に発令(市町村が発令)</p>
レベル3	<p>高齢者等は避難を始める</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難に時間を要する人(高齢者等)とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。</li> </ul> 	<p>避難準備・ 高齢者等避難開始 (市町村が発令)</p>
レベル2	<p>避難先・避難経路を確認する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。</li> </ul> 	<p>洪水注意報 大雨注意報 (気象庁が発表)</p>
レベル1	<p>最新の防災気象情報等に留意する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害への心構えを高めましょう。</li> </ul>	<p>早期注意報 (気象庁が発表)</p>

※詳しくは、右のQRコードから市ホームページをご確認ください。



※26ページで、「鹿沼市災害情報メール」の登録方法について案内しています。ご確認ください。